

現行計画

- ◆目標：
障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県
- ◆施策推進の基本的な考え方
 - I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
 - II ライフステージを通じた切れ目のない支援
 - III 社会参加の促進による自己実現のための支援

施策分野	施策の柱
(i) 理解	1. 障害のある人への理解の促進 (1) 障害者理解の促進 (2) 行政機関における配慮
	2. 差別の解消及び権利擁護の推進 (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進 (2) 権利擁護の推進
(ii) 相談	1. 日常生活全般の相談 (1) 相談支援ネットワークの構築
	2. 障害特性等に応じた相談 (1) 相談機能の充実
	3. 障害福祉サービスに関する相談 (1) サービス等利用計画の質の向上
(iii) 生活支援	1. 障害福祉サービスの充実 (1) 在宅サービス等の充実 (2) 福祉人材等の確保・育成
	2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成
	3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 (1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止
(iv) 生活環境	1. 住まいの確保 (1) グループホームの充実等による住まいの確保 (2) 施設入所を必要とする人への支援
	2. バリアフリーの推進 (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
	3. 防災対策の推進及び消費者被害の防止 (1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止
	4. 災害時における支援の充実 (1) 災害時における支援の充実
(v) 保健・医療	1. 保健・医療の充実 (1) 医療と福祉の連携の強化 等
	2. 療育の推進 (1) 早期発見 (2) 地域療育体制の充実
(vi) 教育	1. 特別支援教育の充実 (1) インクルーシブ教育の充実 (2) 進路指導の充実
	2. 雇用の促進 (1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進
(vii) 就 労	1. 雇用の促進 (1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進
	2. 就労の継続 (1) 総合的な就労支援
	3. 福祉的就労への支援 (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上
(viii) 社会参加	1. 情報アクセシビリティの推進 (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実
	2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

次期計画

- ◆目標：
障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現 1
- ◆施策推進の基本的な考え方
 - I 生活全般にわたる包括的な支援
 - II 生涯にわたり途切れることのない支援
 - III 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援 2

施策分野	施策の柱
(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進	1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 (2) 障害を理由とする差別の解消 (3) 虐待の防止の推進 (4) 権利擁護の推進 (5) 行政機関における配慮
	2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実
(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり	1. 地域における相談支援の体制づくり (1) 多機関連携による包括的な相談支援
	2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成
(iii) 希望する地域生活を送るための支援	1. 自己決定・自立した生活の支援 (1) 自己決定を支える人材の確保・育成 (2) 自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実
	2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成
(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり	1. 住まいの確保 (1) 地域における住まいの充実 (2) 施設入所を必要とする人への支援
	2. バリアフリーの推進 (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
	3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 (1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止
	4. 災害時における支援の充実 (1) 災害時における支援の充実
(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり	1. 保健・医療の充実 (1) 保健・医療と福祉の連携強化 (2) 精神障害のある人への支援 (3) 重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援 (4) 難病患者への支援 (5) 認知症の人への支援
	2. 子どもへの支援の充実 (1) 地域療育体制の充実 (2) 発達障害児への支援 4
(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進	1. 特別支援教育の充実 (1) インクルーシブ教育の充実 (2) 教職員の専門性の向上
	2. 雇用の促進 (1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進
(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進	1. 雇用の促進 (1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進
	2. 就労の継続 (1) 総合的な就労支援
	3. 福祉的就労への支援 (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上
(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり	1. 情報アクセシビリティの推進 (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実
	2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実 5

計画改定のポイント

1. 目標

令和5年4月に施行した「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例（以下「条例」という。）」の前文において定める共生社会の実現に向け、**共生社会**をキーワードとして、**分かりやすい文言に変更**。共生社会は、障害のある人一人ひとりの思いを実現できる社会であり、**現計画の目標も含まれた幅広い目標を設定**

2. 施策推進の基本的な考え方

内容としては、現計画を踏襲し、**条例に定める基本理念を基本的な考え方に据え、分かりやすく表現**

3. 施策分野

基本的な考え方と同様、内容としては、現計画を踏襲しつつ、**行政都合ではなく、県民目線に立った障害福祉施策の展開を目指していくこと**から、**県民目線に立った文言に変更**

4. 施策の柱および取組

子どもに対する支援を強化していくため、施策の柱を「子どもへの支援の充実」に変更し、近年増加傾向のある発達障害児を支援するため、取組を「**発達障害児の支援**」に変更

5. 施策の方向

目標とする共生社会の実現に向け、障害のある人だけでなく**そのご家族やグレーゾーンの方も含め支援を拡大**